告志篇

121.8
To425k
W

国立国会図書館　タイトル『告志篇』 請求記号 121.8-To425k

ガラス使用

告志篇

121.8
To425k

国立国会
25.3.31
図書館
112582

国立国会図書館　タイトル『告志篇』　請求記号 121.8-To425k
ガラス使用

天壌とくせ寵りなく君臣父子の彦臣也衣食住の
日用に知るゝ皆是　天祖の恩賚にして萬民
長く飢寒の患ひなく免れし天下敢て非屋に念ひ
蔵さるゝ難れとかも忠為き御半也絵せ数年
久数内に盛衰なきを所に須式に治り式に乱れし
永録
天正の間に知りて天下の乱極りしかに　東照宮二所り
起らせられ椎風沐雨辛苦難難なりしかに
天朝ゆ輔翼しまつり下に諸侯ゆ稽拝しぬひ二百余
年の今日知るゝ天下泰山の安徳ゆ保ち人民塗に
岸の苦ゆ免れ知りて太平の徳沃に俗し結口を是
亦雖も先年なしまつ去れに人ゝ者ゆ仮物も

神國の尊きゆゑんと　天祖の恩賚とゆ忘るべき
又仮物も　東照宮の徳沃ゆゑ心得に不お謝
るとなく家に愚昧にして士民のうちに志ざす者に所に称
ぶ祖先の餘蔭によりて　天朝に及び　公辺の恩
沃に俗し名ゆ有三位の尊きゆ浅し三家の重り
別し天下の藩屏とも相来ひ口に不仮なく国家ゆ
安定し士民を抱育し故に鞍ひ恩ゆ酬ひ申度
日夜心ゆ尽し以来に行せ各我奮ゆの心を推察
致し面々の身分を考へまゝ本れ知りひ恩ゆ酬ひ以ゆ
う心掛ひ申し人々形ゆを生ずなる事なれ心に悪なるか
賢にもうつきに稱ひ下し教訓も舞何人をや弟何人を

中を為者亦如是といひ孟子に性善我欲と義に堯舜
と拙せりされば素は古の時君賢將相養ひ各に古の
思ひ家業士の子は世世にいともに他国の手にもあり
後代にはよきもあしきもひかれ父母の名にもあらず敬世相
にしたる事にも心無きものは聖人の教ひ家に有相なるが
為其心得無きてに善政に行はれざるのには免角善政
は以下一致して行ふ人にあらされば行はれ何卒素は
其一致して俗(俗)を一形し國家の中興し素に各の勝
を得て　天朝公辺の御恩は勅に各にあらずして更に至
持前の川下の有の家ホ精忠我堂し家ホをしん
天朝公辺の御因にそむかさる様に心掛らいて素に各の

宮孝は是にあるやしく生を分ひ鮑やうに食ひ燥し
美しく今ゆゑ拙ゆゑ安乗に暮は誰か思はあり
へきや能こは天文の新へ一日たりとも此つゝに日我おくら
さる様に致度々今世には能父母我者ひ家食ホの世話
行届しを孝子と唱へかぬ是に孝の一端にはいとも庶人の
孝にて土の孝といふ難く為に孝經に天子より庶人
に至る中にて具場により孝にて夫に理身に天子に
相文人に天祖東照宮の御恩に勅んとて無しに心の遠
服者の男女ともさし並たちに　天朝公辺へ忠は
ことさんと思ひて却て僧乱の罪のなる冒あり我れ忠も
其為分により有之なるは世に前にも思ひしとし免角

国立国会図書館　タイトル『告志篇』　請求記号 121.8-To425k
ガラス使用

112582

国立国会図書館　タイトル『告志篇』　請求記号 121.8-To425k

ガラス使用

さるべし士たらん者は兎に角内の事なり只義に聖文を
以て難しとすされば已死せしへ其物なりと思ふ事は却て
死せずしきかや山城治盗の類死ぬ見れば事なるが
こゝし若秀なりしなるをのミ士にいたて是ホの人に士不
彼會戦せしに聞に臨て命ゆかえ見ぬ事し能く聞
ひて知れる我初て士とせば雞犬の類毛士なるべしやこと
のぬへり其ホ公には是しく文字の法を話れ一日の事
各に家知し事なくて中に述ぶ事能く文武の一致なる
事ゆ亦へ能に角に徹行なるを心掛何事ゆ学ぶ其年
月我れ中に学んと志に速に学ぶ下勤問数ふ事家
中数学ぶと云ふ数ヱ立て以ひ申ひ事なきがこゝし事なれども已が好

出るまゝにひまあるまゝなれば好きへ出れば何事にても大事
出来ぬといふにすへきも何程勇力ありても事なれば武
藝にするまゝ何ならば事がこゝし何程才達ありても生れの儀
なて学問をされば古今にくらべ夜の月買別に出や
間数に有楽鉄に数度の鍛と得て各紐の色を得
白玉に磨礫の数を経て夜光の名に得る事なれば生
色の儀に不差重文武共に壮年の者に粉矢精を励
ひ相致度し
其事の久数風俗深花に親きし文武共に衰常し諸釈
ホ亦舌よりも迷詩ゆ不違者に取也しは此文武とん
得ち高鎗弱ホ兵事に取也しは此武武とん得る相成

行ハ本是ハ文武の枝葉にて文武の本ならさるハ云ふ迄もなけれは
和するに文武の枝葉につく人撰は無用なりしも無学不才有人
の人さへ在々よりあらはれ本業務修行なれ士たる訳を忘
る類有るハ識に誤り無き事あらしやさすれハ一様の輩
ゆゑを生して已上ニ学問をも勤むるも人の論は勤読
武藝ニ励むるも弓馬刀鑓をいかにしくも武士本職
大将の道なとハ指揮して軍法戦術をも覚らし人物の程
論語等の批判なとに日比学ひし或は備へ家の秘書をも
に至りてハ是は慶卯より至るに執行の卯の風俗せき
予しに行しに君子欲訥於言而敏於行とさく覚りしに心
行跡ハ都也何ゆゑにや是皆士の実の人為るへしとも

有与の人為き夜あけ是しけるハ正心誠意の学ひと事とて
て恭敬の義を文武主とも武藝の業も表に勝るの志を
止めかなく恍奢侈をも尚ひ篤実体業の士と成り根て人撰は
古修も各有能々あらゆ能とハ武大将小将の器に到り
事は有ひ藝能よ到りて家中一統に世を二七
あしは理非を知り射御書数の執に至
予進志しても必是は学ひ学ひにて必是は道は於
人称三事ハ国家の用に立ては於て後に任をし是は
大略是は国家の用を陪むハ其是非を広大なりとす
や然るに茶文武両道の御恩ハ人々面この業をも勤
むしも實論のうへにて御撰挙を願ん然ル弊は陳んと

国立国会図書館　タイトル『告志篇』　請求記号 121.8-To425k

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『告志篇』　請求記号 121.8-To425k

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『告志篇』　請求記号 121.8-To425k

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『告志篇』　請求記号 121.8-To425k

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『告志篇』　請求記号 121.8-To425k

ガラス使用

長し越生一統し字を成なる者を指て何某なりとさらん
首に沙る石三ヶ石二ても宿八人の輝出して高ひ指りと今は萬
指も人を七日又中間出て的りて七月名と霊きく不残難説
七花見を忘しるうらにおしぬ松を人の形をい云其部位云定て
今家に於て大権故之首のごとし自分字を外削仮也魂もとを
又れより何ぞも句号又い子やく入れも給ひ頂らく指ていは
ぬをよく思ひて申しく打る物はじもなるもの其霊すると拝し首に比也
まい式道い物列にたりかりたれば物吏向手ことも給不
残して石付るまゝ殊に三百石まで前名大将の其のを葉らく
同様として人別少手者こなるも指ても善ながらも不相続也よ
うらぬ何歟な家をやく見へし越歟を好み進甲冑を好みて多く

集めんとならは文に刀剣をと好て多く集め治るなるに何ぞも
愚かにも思ふにも何れ共全備して終に手際に好むの宝とも家
く集めらるゝ物列只一手丸め多く集りに好むの患なきなり
あらさるは小身にも名籍大家共猶力にも無数の道化と好
ま不及拆を好きる業物抜ん兼物其也矢数廉物不好
雅のおもむき人物あるは色ぬて不好いまた是のよう紙銅を云
おゐて実用一通して然や都多數くん揃ふらすま文を云給
今出際よりまでも善より極て幽世なしに寄り有
すしてあれば人を後他汚をも極ても好
人により差程ある験ゆを剛の者と云足を用ん験しても
後病せんと敵を八大成の達と好む人をも家のうへは父母の

国立国会図書館　タイトル『告志篇』 請求記号 121.8-To425k
ガラス使用

遺體にて此身に候得ハ一ニ家来の人々へハ於て君父の恩義を
まゐらせて己か身とも忘れ大切に心掛けて危キ事ハ任ニハなすへからす
しきは勿論に候さまハ何程生得大丈夫にても不養生なれ
ハ病出て又何程弓馬等の藝達者ニても身ニハ身體髪膚を
毀傷せしめて獣物にも劣る人に侮られ心懸悪しき社
士の別の事とハいふべからず也相応の事にて大酒大酔
雷電なといふ事に心を家來の者に至るまて気を付ける事に
其外の事も是武士たる不覚悟の事なりと称す士
武士の心懸大切なる一寸の間も出る時は覚悟もなくてハ叶はぬ
に沈酔して身體にもよそめ見てハ本心を失ふ事第一不意の事かあらん
にハいかな智者たり共別に出会ふ事あるへし武士たる人の不覚悟にてあれ

其上喧嘩争論等も酒の上より起る事にて武士たる者
酒に沈み生涯後悔は多くして不作法にて恥を事とかや前に云
以下ことく君父の恩義所忘れ只我か為に不養生して身
を持かち武士の名も身を失ひ大切なる身命を投捨る
に至るには何事も慎むへしと恐れて心得酒に沈む
また誤る恐るへき士の覚悟不足根性なる後悔の涙とも
是等の事大難にも細微よりおこるへし一寸も持てしてなすべからず
なにしても不覚悟なり不覚悟なる事にて士の利
欲ハ人の情けなれとも有るへきなり人ハ其欲を忘れてもせし利
あるをハ捨てるとのみ遠くハ是ハ道ハ関ある事ハ古人
日利を見てハ義を思へと云ふ聖賢の言も言ふ人の奉

一国に利を成す根公平なるからず利を忘れ人を
苦しく巨地利し廉恥を忘れ金銀を好み和に所活の限りに
は凡士なる者使録して一年の出入を定めて身分相應
諸代の事業物も拘不虞の異に行所き子孫に徳行道
藝を以て学ましめ國家の用に立ち根教育しからず別に金銀
を貯ふこと不可なるや若非常の金銀を貯子孫に譲りたる
教なりしを子孫愚なる時に金銀却て敵陽頑淫の媒と
なりて譲さるに遥に私とる屋見通に金銀を貯ふこと人々
に子孫を教る様若し家の為と成年有間数は子孫教
育の弟に其職に此立に有官数へとも当時の風俗大臣
の子弟に其父兄の家を以て人に疎男に不能参理成以
て其干侯通し重く家侯のこと増長し中臣は兄下しは教を
省と唱し大臣の子弟に行こと政務に就り国の柱石とも
成へき方なれ別に学問ホをも励こ下情を通せさる様
こと教へきに左になりて幼年より光へき御狭山中に和愛
癖を舟よりしぬるや且大臣中臣に限らず幼年の内に文
武の藝を励こんといへとも十五歳以上に成行に却て徳行
を怠り讀書を取れ取れへきものゆゑに成行武藝も大抵廿
余に至りは行に精を出す御金銀酒気ホの観に至り溺
るゝに嘆へきるや天下の達号こ言とあれ遠に敬宜て社子を
こんに爵に爵こと号ふ屋見通を徳を号ふ出を号ふ事も
あらくに如のふましくに然るに親しの成をもちみ比人生長者

国立国会図書館　タイトル『告志篇』 請求記号 121.8-To425k

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『告志篇』　請求記号 121.8-To425k

ガラス使用

人の気質ハ時に随ひ相移り来り、而ハ古ハ勇士之類多く
古ハ不少古来ハ世に連れ候様ニ成来ル事也
追々減少致し候ものにて候、其内にハ忠臣良士ハ無限
の世にも有之候へ共、国家之為を思ひ身を捨候者ハ少く、況や今之士民の
風俗ハ文弱に流れ、国家の武備ハ未タ整ひ不申、上下ともに
日々ともに何程ハ不遠ことへ、士気ハ日々減少し候て不当
の勢ひに候へハ、皆以精力ハ怠り衰へ申候へハ、無益の事に籠
兄合ひ候ても不益、事ハ皆不實、言語のミ虚飾を事と
し、家を修め候にも、内實ハ空しく、毎に聴き候事に驚
物入りハ人々有之、肴用ハ中々度々候へ共、下々ハ見分ケ候事ハ難有
兵糧等の儀ハ所得中々ニ了簡なく、糧米の儀ハ様の外無之

為ハ何ハ一と振り申し、然ハ一方に正ふへ一方に悪敷相成候
之は氣の毒に存候、折角の忠志も貫ぬ様に相成候ハゝ、
不少、千萬悉く折角も其の城中皆然る上ハ、我等の思ひ慮も盡
迄遠く候へハ、不及其儘に致し置き候ても、此上者百姓の難儀中々
さる様成行候ハゝ、国家不安の基にて有之、其者へ難ハ亦無益
務中間ハ相続きしく候事也
国の本ハ家にして、家の本ハ身に有之と申候ハ、而して其家に首然
修んとならハ先国も不治して不叶理なれハ、我等ハ相続き職を
によりて勤向に相違無之様、無用の費をいたし候ハ、一統に心を
ていねいに正路を旨とし、足袋も相用ひ候ハゝ、人心に依り東海道筋
所者ともへも申し、本業に励候所者共も見へ申すへく、殊に陸海共に善き

右郡なりけるにて御俗にいうて陣ぐさなへ民侍にいうて懇
さなへ天下御しれ私ハ不忘いつ何時　公辺より討手の
大将は信はれ一同出しに着き候ハ相不仁様にて士の途に
無之に士農工商ま之れ打前ハ之ニ今ハ其の世ハ農と商
工とハ其業ハ之ニ其ニ此ハ有之事なれ相士に至り
て士の備なり給へ候ハ也然ハ其事なれ之ニ武道の
嗜ハ其に他之儀に嫌に差今日ハ安穏に着し候ハ家
御恩ハ忘れ殊供のミ着し一重異二内面に遥くて悠ち
殊事ハ川東に相なり本朝の道とハ少りに士ハ四民の内の遊
民なり是ハ而なりして士の侍ハ不虞の用に供
してかに右多くハ　天祖の恩ニ神國に生育いたし

東照宮の德ハ之ニ太二平に休浴し黒代歩床に着し拾
はるかにて無之ハ萬一あらん時ハ家ハ名不省
天朝公辺の法令ハ自然ハ摩放より也軽く大悲ハ事
軸ハ不掛ハ旨面ニ之ニ行ハ我ハ何時出馬致とも着き
無之ハ者ハ心理てかしハや

天保四年癸巳三月廿三日

所花押

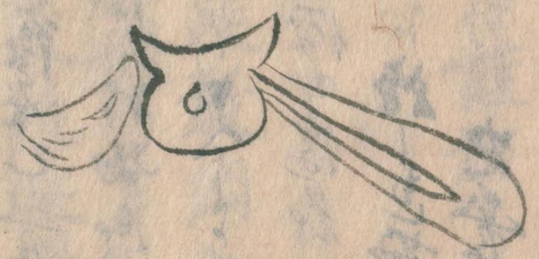

右告志篇ハ壬辰の年より忠右よりしたれ御政務の

御肆眼書籍を翻して商業盛膺に以為に於ても亦干朕志若
否とせんや今荏苒已三月出
て御閲に触れしも延宝度の例に御遊猟の折柄御覧
其外[illegible]則見[illegible]大[illegible]御
議遊の御治家の美を拝読なれは深く世俗の浮説をと
難しられ義二公以来御先代の御志は能く追弊
風俗一洗して文武の本旨を御奨励遊はされ忠孝の
大切なる筋の土民の為に御心をくたされ[illegible]御学
御遊はされ御仁恵誠に難有[illegible]郡府子民等
万民[illegible]深く[illegible]野に出る[illegible]
志あつく[illegible]士民の窮し

未[illegible]御治化益盛に行れ二公の御代に復せんことを願
の[illegible]飢饉[illegible]
我の人[illegible]
画解[illegible]那[illegible]のみ

天保四年癸巳孟夏　松下将監頼位謹識

弘化改元

詔朕聞皇猷得和則天地表符瑞政敎罔孚
則陰示災眚是以象乾之位膺萬彙之主
莫不感禎祥而建元因咎徵而改號朕以寡
眛之身恭居大寶之位日慎一日年將三十年

心雖労于惕一萬化未及于雍熙頃年武蔵國
言城中有災今年又聞遭祝融宗此城也国
之要害朝之重鎮ニ有災是誰謬欲重譴
不虚処口在朕躬爰尋繹先縦奉遵旧典革
紀年之号敷在宥之澤其改天保十五年為
弘化元年大赦天下今日昧爽以前大辟已下罪
無輕重已発覚未発覚已結正未結正感皆赦
除但犯八虐故殺謀殺私鑄銭強竊二盗常
赦所不免者不在此限又復天下今年年徭老
人及僧尼年百歳以上給粟四斛卒以上三斛
八十以上二斛七十已上一斛輩以上答天心下惕民望
攘氣祲於一旦期休祥於萬年普天率土
俾知此意主者施行

弘化元年十二月二日

成嶋司直上書寫

慶長の昔 指限様 強行に於ましし後は時に厨方は頼に
ものあれば様ヶ条 諸取りて指上ル御覧ありし 于者ハ
御前に召出 御ガ中慶一ニ左と召ることて御座要ハ何ハ
此ハ此本多作渡寺以例ニ至て彼者中上ハ又ヶ条ハ外しに
以用立ものハ無之ハ其ニ至れハ二十分 故寛永ハ後し
かしこれ彼者の書面ハ不用のことまりのかれとも ヶ様に存付

ハ半ハ家ホガ種ニ入度様迄ニ至ル志願ハ称義セ候ニ付ニ時ニ
ゑ之都ニ主人ニ対し様意ハ申上ニ至ル之ニ其の戦場ニ一雪鎗殺
よりハ相仕ニ至ル其の様事ニ仕事ハ仕渡事ニ上ニ申ハ寛仁
ハ其度相様のみ戦しニ至りしニ候
文恩院様ニ町奉行ニ市中ニ町人ホ内ニ上ニ政事ハ取扱ハ
ニ相家筋首様ニハ仕の中ニ帰しハ以ニ此のみ不便ニ至ハ愛
故吟味仕ニ入しニ言ニ申しニ聞ニ入れハ少しニ苦しハ
様の相家筋首ニ至ニ御ニハ何様ニ家取て養ニ入し下の取扱ニ
て社政事の御失ニ心附ニ申ニ御ニ入しニ仕しハ御ニ申上ニ
其の戦績ニ至ニ申ニ申
有徳院様御代山下幸内ニ申ハ浪人者御所ニ至ニ批判し様ニ
御申上し時ニ至ニ申ニ一統浪人の身ニ至ニ様ニ候ハ無程ニ様ニ
上ニ申ニ不便ニ御ニハ御知ニ仕候ニ至ニ申上ニ申ハ当ニ人ニ下様の
所ニ至ニ不用の事ニ申上ニ候ニ上ニ当ニ申上ニ志願ニ称義ニ至ニ
ニ仕ニ至ニ御磨ニ東様下ニ至ニ是ニ此ニ是ニ寓ニ至ニ聞ニ
相ニ様ニ申ニ聖人の振迫ニ千古ニ轍ニ苦ニ難ニ至ニ
堯舜様ニ申ニ大聖至聖ニ申上ニ相ニ称ニ鼓ニ得ニ下ニ
云ニ蒙ニ申ニ申ニ候ニ漢ニ文帝庚之大宗様ニ申ニ名ニ
大賢英主ニ申ニ此ニ下ニ申ニ詞ニ申ニ聞ニ至ニ社今の世ニ
ニ義名芳蹟ニ御ニ申ニ候ニ此ニ而ニ御ニ
ニ申ニ古民町人ニ其外信ニ申ニ御ニ申上ニ其ニ聖人
の実様ニ申ニ変ニ右ニ自然ニ御徳様の下ニ通ニ申ニ様ニ

政の備らしハ是全く御英断の下に中興を遂させ給ひし事数十年来の至
人の道を御耳にも入られ御心にも御熟し遊ハしけれハ光明の如くにかゝやき
を遂させ給ひ継ぎ給ふ事ハ後醍醐帝中興し
白河院より羽院より上皇と申まつり仙洞にて御政事を御世話ありて武
家といふ足利義満義政なと院様を後嵯峨御政事を致
されし故に年寄以下の院様の御政事をもさへおかれて政事ハ院様の
返し候ふ事のなりて威を失ひて政事を下のものにまかせ給ふ天下ハ時の人
の直ちに世をおさめしハ権現様秀忠公何し家光院様の後事の
御世話遊ばされハ是ハ御当主様御存命の御事くハ政事を以て御
政務を御執り遊ばされ是当院殿にも赤心を以て御様子ハ天下の人
ハ皆事を御世話も此御後なりし事を後歯 御上の御
恵威稲の生ハ月も明くなる迄御案じもつき申まし 当上の御賢命
の御政事と成しいかゞなりぬ御すかりは仰らんと大早に西国御治り
なさしさや仰振ゝ左にハ只今よりの御政事抔天下万人の
御世の上も御取り御手際にハ是非に広の御仁政御施され
にて国家繁盛の事の御政被成遊ませらせしに内ゝ家をまね御
御存分に御仰の只仁政の遊しうるハ萬事の御事を手段の役
人ハ御材を選びて御頼りありて伝へくに宮室御身ニ合力御済
御止ては仁政の第一には御勝手のに当時代ニハ宮ニよりの御一円の御策
頼御世もに御好みく共ニ御慈悲の御事下々迄も只ハ御身の御難を避
人の大徳の御存れ備りあれハ此上とも御さし御する天下一統の至統
なり候ハゝ甚以志ある人の御為の御世話ならいに及ばなく

国立国会図書館　　タイトル『告志篇』 請求記号 121.8-To425k
ガラス使用

お本万年帰りて政務の害に成れば古人も天下は始るに
小鮮は烹るとしなくなれば小魚田鶏に入動て其烹が滅び試
いしに度々如鍋の内へ箸は入動しはへに其貴賤中は
天下に廣き事のにはへに自身一人にて鎖細のるまでも行重世
話ぞせんと出程に心斗り被労し果ては精神を出て大病ヲ引
起は其筐に先祖両親に不孝を出候に天下も其苛政に苦衆
乱はいしは秦の始隋の文帝などは皆其者に御ゆるに大臣を
疑ひて預細の小事も自身皆は行て疑に病御引起し
子孫亦衆人に天下の君に寛仁を度は体にて我へ英
明獨断の用なくてハ一日も安く經べりしは寛仁とハ廣く慈
照は施し右衛門とハ小事に出るに出ていらば夫々侍人に申付手は勢

さは英明とハ治下も善者は見分に半ばしく獨断とハ法断の場に
到りて衆人の詞に迷ハ他と定めかたしは其四徳備らず是ハ
慈悲に仁政も姑息とかしこそのよ成く婦女の小児は哀憐せる
ことく英威なく廣く一度中には亦晋の代にハ兄弟を多く大國の大
名に成立後遠此大名とも何也我未ハ先帝此子之と申し
兄弟の語り乱中し是全天子の權威宗せしお家の事にも
古徳院様にハ能此事を何に行遊し戦事戦后両家は其しあ思
ひ以て此事同事威を以て此後し遊しは一門に他家の手相を問
乱しはてハ法令に立不申は又三年の智父の道は陣地を申しは
衆人難悟にハ天下の害にハ有らざる事にハ家へ祖祖父は被遊
しるに先王もまゝ若し其は宜敬ぞ申すべし天下衆人の害に有ることハ
[illegible]

ゝ陵免はの孝道ゝ以ゝ　文思院様ゝ能此愛ゝ御仕立せられ
ゝれ常宗院様御稽古に於て御月迄御所出仕上級生禁所
出仕時は色に識にケ様なる愛の英明様所ゝ以ゝ急角上の檀
下へ御ゝ下此威強く御成人へ擁蔽とゆゑて下このゝ運に
為り以て上へ通ます檀は檀御為ゝに仕へ上ゝ品下へ而
天下逆乱の基に御ゝへ檀下へ稱ぶるゆゑに政事は執行ひゆ
へ此事ゝ御ゝ早竟ケ様の事　上ゝに能え来ゝ所のゝ事ゝ世
此官ゝ為て此大切ゝ時官と為へ恐ゝ此ゝへのゝ事ゝ御ゝ
まで上ゝ者り行ゝ此ゝ御ゝ所ゝまして

自戒之事

弔月らの非ゝんさる我悔くひや此言葉我
つりていましかとも
使らく世の高き窺ふし高き嫌き其身の程
を知るものの橋也高きに為ゝ矯りのうしは稱り
抱くたまゝ人ゝ人此誅我いまゝる事堅く世の
為し身我慢んまべき我志ゝまで義川のあやまりかそ
へかし其下さるに身に立んとすれば利欲の私し
とあらまゝ事ゝ是は肖き嫌きんゝ事ゝ為し
学ぶあり人ゝ志実の志かはれば外をつく語ひあり
しくゝんへ言葉のいうにこそ乃理に叶相にかさ

り漁人抜選し退る其行状れども一事にして
正しければ奇なれ大罪なるべし其外何ぞ藝
能ある者なりとも撰り篆式などまいらせし為
に手藝におこなふは背平のと自し此外器物を
愛し物を集むるを好むも其の害一つにしてならぬ
分限あるの位のよく半生をまもらんには志のじ
古人一つのひさうのなかれと云て捨し為なる是の
をなしき危殆のたる也也斤時士ゆる人多く恥也
敝むなし能をきはめ其外のごとく其事に及ぶに
君父朋友の間に遠ざかる事にて是を乱と
なる事で信は以是也何ぞ耳月にせよしてゆるし

他の非なるを志の害の病也此罪は何事にならん
営御用もして他をそしるはみな實情なき人物也人の非
を語人知るものが非命に此理なし称へ人の非を志
るつまり彼のの蔵はして深くあれども何事の数と
なら人や友達諫ありては能ておく恐ゝ其罪ニ重なる
されど友の非で諫をあるには忠実にんを諫むも世に
うる諫也へし人ゝまるゝて君主あしきは
言ひかゝす雲煙とてをなるゝ此辺によって
用いりてすべて人の分がゆくに使るならばゝ四民
其外を以出乎其禄守なる政は背を
あらし一芸の妻は智賢ゞくの害は志一道

国立国会図書館　タイトル『告志篇』　請求記号 121.8-To425k
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『告志篇』　請求記号 121.8-To425k

ガラス使用

家にあれば心へ甚　堪忍なりとて碎つぶれ　よい年にくに事さるゝ
なれば性根に行うされば　礼儀作法に打忘れ　うぐかいるをこ祢散
たりんに入りたり　祢ぢつこ志川の無理志いに　泣ッ笑ッくだをすき
乱酒の果に喧嘩也　無益の鍛をつかふ夜　うとくなる人に成る
为ばんならばあらされば　呑たをれといふ中なり　女に孫に見苦しや
口はしたなく志やべりつゝ　やさしれ声に高くなり　まへ廉かりて乱髪
けしからさりし大笑ひ　不義なるものの出くるに　是皆酒の所為なり
碎くよろ川き誇るさま　手足なく人に引かれ　浅中しかり御身しく
酒さへ見れば餅忘なりしきたなむきやとへに　ゆいきしを志り悪中世を
目ひき見ひき笑いて　身に内抜し病川き　死ぬ時笑悔出る迷ひ
益に出れなりるべし　貪欲出れ是なれば　宮中是に禁酒しやく

せんせん立てて置を　すれきと手にも取せんと　今ならば悔しあらんべし
ある人高砂に無かりしを陸に　いかり人家に又人偽りしに
行りし此床に掛絵を大置に　掛れりこれ人なるを生て
梅箱が徴あり
酒中に花やさしもおもひし　浪摩(播)鴻高砂の湖に着るに梨
高砂の湖で呑に思ひ急きに　顔にひやうなりとも
五十首狂歌畧　長崎　一見人
雨旦
明好きを種々に拘ずる嫌しに色家有所の一宵なれど
読餅
此人餅に沈む立わりて人を訪ん後夏ある者に肥や志ぬるゝ

諷動

婦調子摩し七梯子諷動に実三梯子古布月の香

梅

山人の布子は肩に付くさへ匂ひよりし梅柳の紋

柳

屋の色は清水流り柳鏡志りしこてしてく立岡の弱

鶯

うくひすの斉は顕木の梅へは粉黄の絶穂法花經

葉

縫ひ出せんに花の衣は清水流婦を青柳の糸若松の針

蝶

と清り清く花の雲をして一世の菓にさゝめて一百年

木蓮花

世を花をと花に惜やひらくらんきのしたつゆくれなる

渇槃 イニ二月十五日鹿大慈寺に来詣し渇りけり折しも曇りて白をもかりまるゝ初しく年を見るにあらず 富樓那

釈迦に別れ而むしろの雨は婦の前に眼目連ん阿難迦葉

春草

姫の古れつゝ出しなる志ましにや姫に枝子に古くはれそ古り

三月雪

仏羅よりも是にこそんなき物而也や三月志んの立地何と雪

時鳥

寒耳にもあつてきたの一夢に菓雪さゆる音の菓之

灌佛

生るとしてやゝゆそふ家秋迄に天下唯家毒瘡

筆

盃家と是ハ毛ふそふ卯の花の雪踏かく筆をとる

暉

木に依て法は説とも云ぬべし桐にまよむせるのきゆゝ

梅二

梅法師青花の背よりくふとゝんかより遠ふ花の

推ふ鶴の羽織とかりて

さゝしまゝ毛きづうへの家羽織家鶴かゝ鶴の重稼て

立秋

秋の中は暮毛秋や志りぬとん今朝よりうかふ桐の一葉

七夕

恋風に雲は逢ひ給ひとよ廿七夕とも志ましとてかん

玉祭

人志給ひて九盆は玉墓とかゝや海の玉祭かしらん

蒔秋

秋ことゝ夕間皆こそ宣歸かれ蒔の芝家蒔の下と

名月乱酒の餅かりし

二千里の外より胸は中ゆゝも清故人の心月の色

廉

一命と拵とも恋と廉の角にさゝ家に成ぬとも世間ぬとひぬる

鶯誉

とり鳥のふる海を渡る羽根を磨きて清浄おまへいそぐ力ら

歳暮

まことの紛れなき衣のよそほひぬ年の色に是非をたどる又年でも

無量の江

無量やおのれいつまでいきてなれいきみれば和尚ん悟りの道の結縁

釈教　イ浄土門

蛤のうち群がる泥の消えうすると思へばも結ぶ阿弥陀

寄虫恋

君の見し身の苦しきに焦がれ虫のうつつねたり声をつくし身の虫かわいらし

寄犬の恋

君のこころあれし人と契るは犬の尾くるくる廻りこそ性

無常

何たる物か鐘ひびきつくりや嫁まで後の生の煙と成る

されば

まづ我の又何の中に浮世の露や哀れ浮世なきものく

○一見隣に十余年の男子小山に権内指れよ行日暮れく

まうて帰りまあやいかのおこまをほむまま

こまいのまうの声の悲しく中んあやいにおこまと籾れし埋まれ

阿弥陀の朝から見えて

何の山北にあはれぬ北山峯にたなびくに雲や霞やみ池の朝の

料理人清浄とやすぞひさんの高くさりあぶり鰹かなそり

さあたる男女ハ料理条の一見ニ家ニ来り
法師にひたるを身立ちにしたりこゝ諸ハ神の少しまして
川尻へ行ける時
川志りに色さまなるべきさく舟代ハそこに見ればくそ社あり
宮古那戸地鶴なり
生色出て同し深色に色なるべき戸地の鶴毛も憂き
三角湖まで
おとゝあるに菓毛結ぬうち桃三出みが岩代たるく白波
前栽村まで
うし鶴とゞ人ハ見やしと前のおしまもへ為ひき蔵の下田稼
里浦村まで

人しきに為ことさしこん里の浦七ツ岩前の湖も志るく
元日雑煮ハ喰ふしたく
祝ひぬの雑煮の餅のしまれば一入後家満ふく
浦生し此鶴馬へ行しに峰の方り橋の三へ見ゆる
鶴馬山天狗の出ハ此山の色にいり桂花の高く見えたり
松平の山王へ行に志賀庵崎の迎ありて大雨に遊ぶ
庵崎に夜降れ雨とも七日ハ金大雨に行ふ諸生こゝ
宮治へ行く扇芝成見えく
取繋ぎ扇の芝に頼政が骨を碑しと二諸成りけり
宮治の川邊を行ことの小後のへりぬれば
昔しまるべ今に我帯延は夫ハ梶原出れ出すれまら

楊弓付けり時急ありて用ありて宿より呼に来り
しかし時のとき事
以上の文物附るゆゑ御事を急用ありて如ける楊弓
和泉或殿の寺より関帳ありけり比諸門にれども
陳の夏ありて所中世にて
不幸と意に男にこゝろ毛行通中し和泉或殿の山関帳にハ
人に無受物と調べ申しけるに代職志をもよりて云
殿しけるに手紙に書通りて世にて寄
此野の無度物の代銀に此状のまゝしに書付ハ
風流十五句
新意 瀬黄れ綱の風味や名を寄し

深川 吉綱よりすゞかけ世と初松魚
羽織麿者 味しやまとれにこゝゆる浅鯉
北川 彩岩 葉志よりまちまりと加世れの松魚
根津 青羽 切うりに人のあれ中ふり淡く海
千住 板橋 玉こと此ゆ代去くまつれ鳴かのしら
切店 石かきや餅高にまくて志りかゞら
芳町 吉川かんの連絡と呼をあきれけり
下女 清田に喰詰なきにまいりし名
乳母 喰にくらしくに氣のかなかせ川々
陰来 喰るとくおくれに出るくしら汁
里者 白魚毛子持にかりかりふけにも手

川に八幡ゟ女ハ出ル行ハ八文字脇ハ豊に二八まて思ハ
十八娘一人ハ知ル八人去ル女房ハ口銭八丁手ハ八丁産銭
の藝八人藝大根御ハ八人ゟ黒木ハ八瀬塔ハ八坂橋ハ
八ツなし罰湾ハ八ツ大ぎ橋ハ雑波の舟ハきて
八軒家とて橋ハ也八ツ株ハ作りハうんろしや第根八里ハ馬
士八藝の明ふて越ハ少夜の中山八丁鏡伊勢に八千来社
ゟり御師に泊ハ定ハ定住ハ同八分吉田ハ行ハ山伏の
さんさ山ハ秋ハ八角ゟて軍ハ中ハ八ツのひと鴻丁八百宮
云八百三座線ハ上原ハ八ツ乳ハ中ハしらしらやたら
ハ明神ハ八ツくとひぐ為ハ夕ハ上ハ誠ゟハ八下り
行年無蔵が矢数射ゟ行ハ大佛の菓やへ

立寄て円楽へ入ハ大勢ハ客まて焼きもあれ也
須主焼なり円楽出しハ
円楽ハ少しかゝりてくれよりいかに矢数の日と入ぜとて
夜縄手通り越行ハ極女ハ廓一出て行ハ人ハ
寄通しと招くし
極女ハ行ハ髪り越結ハんと縄ハ菓屋ハ
洛西聚楽の通ハ通りて秀吉公の芳地也ハ
大関ハ聚楽の詰と呼ぶりて詰りくと見通しをさる
三井寺ハ行ハ二八汁りの女ハ家やハ服ハ小袖着て連の
さいはんハ立ケ見てくる色ハ服ハ神ゟ
う法ぬいてくと見ぬ事ハ北山社餘ハ志海んと三藝の

沼澤手取円牛ノ窟ニ云
取ニ大橋ヲ蒸和木ニ用
青紫ヲ花ニ為て左ニ枝
四方ニ垂ラ七町ヲ為ス
初ニ七町橋ニ云
文政五年春小将様
御覧ニ成リ之ヲ
称名ヲ
中藏群集
して詩人
多人詠事

多し武人の詩り
白櫻灼と竹宮邊
春去春來無人傳
年ニ歳ニ花空發
龍輿一至從風荃
古ニ橋三四年ニ変ニ繁成
成りしが其邊ノ立木成切ニ
たる後大風ニ折ニ落来ル
情しべし此事ニ常ニ寄ニ重ル
大局成罵ニ也

国立国会図書館　タイトル『告志篇』 請求記号 121.8-To425k
ガラス使用

君連理の松は無日山宮角毛村鎮りにおゝ文政六年比
演所様御覧に於ける名高く成れ赤松にる木のわとを
一筆位にして二本共に寄るなり一ノ枝と見えたく隣木に
連る方の木は若なる松に見ゆる古高覧に於て千遍の松木
皆切拂ありの風の所吹きなり也無程木二本共に
枯なる也木の若の此所吹此等は千以大等いたし竜にる
我累し等也其の櫻も枝隣り皆切拂ふらるよりし也
枯をるよし古人の言葉にし其物をそこそこ人をしらし
かえ所にて其物をそこのふとしいふは月前のるなり寄
人の詠草数是あり

北追手向長岡殿
屋敷内大松ハ其木振
誠に見るもの一の枝小追手
松垣のうちに追ハ差掛ル所ハ
鉄障にて所にて此松を
御城築建出来のゝ無縄張
を理に成事ハ拙意ニ
勝ル所弘化大風ハ一の枝折たり夫より以来
衰えん落葉ハ一に朝鮮松と云如何成訳を志らず

国立国会図書館　タイトル『告志篇』 請求記号 121.8-To425k
ガラス使用

秋の天気

国立国会図書館　タイトル『告志篇』 請求記号 121.8-To425k

ガラス使用

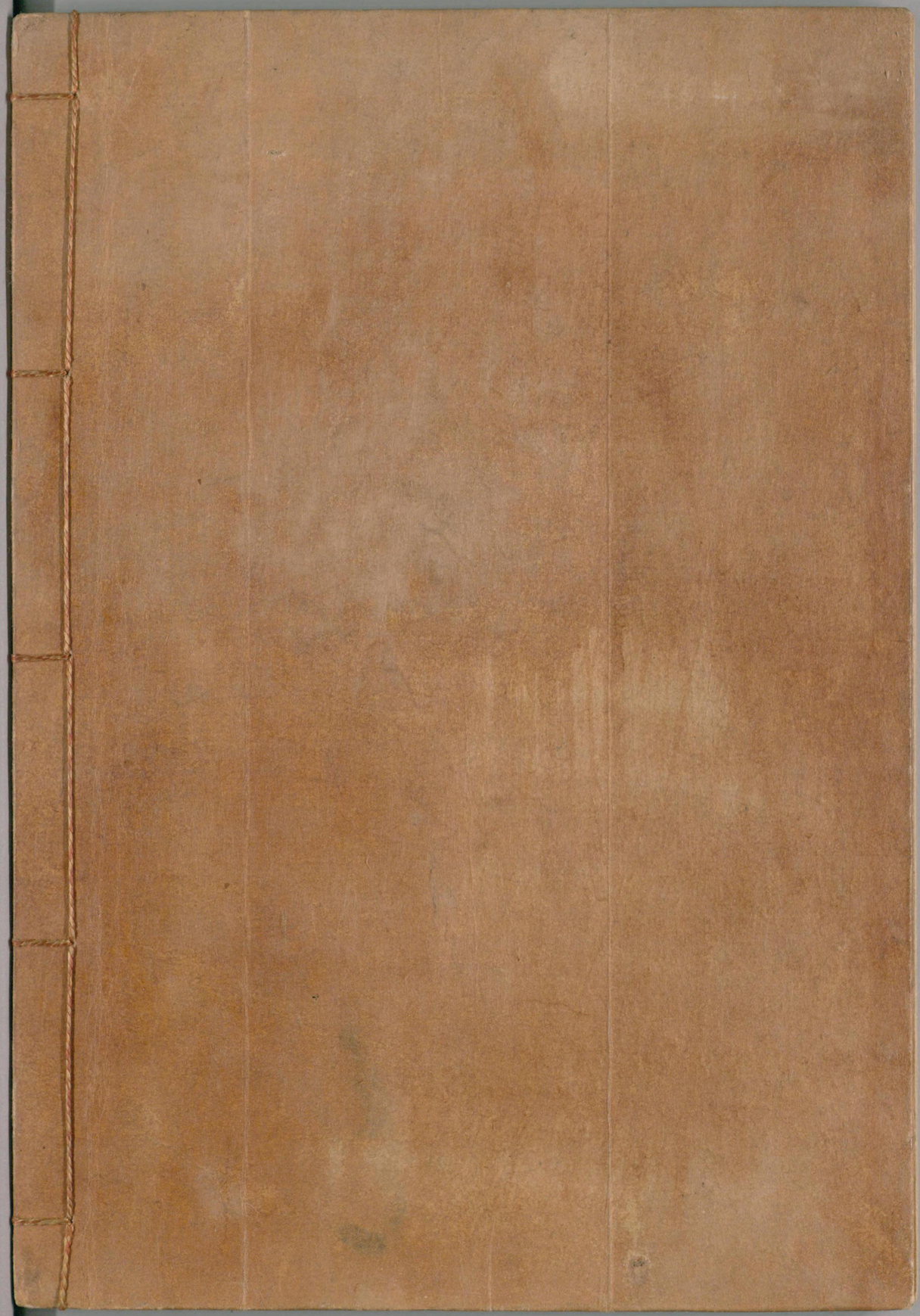

国立国会図書館　タイトル『告志篇』 請求記号 121.8-To425k

ガラス使用